

訪問看護医療情報連携加算に係る掲示

令和 8年度診療報酬改定に伴い、田園調布医師会立訪問看護ステーションは、「訪問看護医療情報連携加算」を算定いたします。

・算定内容

訪問看護医療情報連携加算 月 1 回に限り 1000 円

・対象者

医療保険で訪問看護(訪問看護療養費)を算定している方が対象です。

・施設基準

1. 在宅での療養を行っている利用者の診療情報等について、訪問看護医療情報連携加算を算定する訪問看護ステーションと連携する他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業若しくは施設サービス事業者又は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児童相談支援事業者等(以下「連携機関」という。)と ICT を用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制を有している訪問看護ステーションであること。
2. 1の体制は、以下の全ての要件を満たすものであること。
 - (ア) 記録された利用者の診療情報等については連携機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
 - (イ) 診療情報等の共有について、利用者、その家族又は連携機関(以下「参加者」という。)のうち、利用者が同意した者のみにおいて、保管された当該情報の共有が ICT を用いて行われるものであること。
 - (ウ) 参加者の範囲を随時設定することが可能であること。なお、情報の内容に応じて、参加者のうち情報共有される者の範囲を任意に設定できる ICT を用いることが望ましい。
 - (エ) 参加者が、保管された当該情報について、常時、閲覧・取得を行うことが可能であること。なお保管された当該情報が、利用者ごとに、時系列で速やかに表示される ICT を用いること。
 - (オ) 参加者が、常時、必要な情報診療等を共有できること。なお、文字情報の共有だけではなく、画像・映像の共有等の機能を有する ICT を用いることが望ましい。
 - (カ) 体制の整備にあたっては、一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会(HISPRO)が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベート SNS に係る事項を参考とすること。

- (キ) 安全な通信環境を確保するために、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。
3. 当該訪問看護ステーションと利用者の診療情報(特別の関係にあるものを除く。)の数が5以上であること
 4. 地域において、連携機関以外の保険医療機関等が、当該ICTを用いた情報を共有する連携体制への参加を希望した場合には、当該体制を運営する関係者の間で定めた取り決めにに基づき、連携体制を構築すること。なお。連携体制が煩雑なものとならないよう、地域で同一の連携体制を構築することが望ましい。
 5. 1に規定する連携機関の名称等について、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
 6. 5の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

訪問看護医療情報連携を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2028年6月1日

一般社団法人田園調布医師会
田園調布医師会立訪問看護ステーション